

# パブリックコメントの実施結果

## 1 実施の趣旨

武蔵野市第四次男女平等推進計画（案）の中間のまとめについて、市民の皆様から幅広くご意見をいただき、さらに内容を深めて計画を作成するために実施。

## 2 パブリックコメント

- (1) 周知方法 市報 12月15日号、市HPに掲載。「武蔵野市第四次男女平等推進計画（案）中間のまとめ 概要版」を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミュニティセンターに配布、全文を男女平等推進センター、各図書館、市HPに閲覧用として配布。
- (2) 募集方法 電子メール、FAX、郵送、直接持参のいずれか
- (3) 募集期間 平成30（2018）年12月15日～12月28日
- (4) 応募状況 2人（3件） いずれも電子メールにて収受
- (5) 意見の要旨及び審議会での対応

テーマ	意見(要旨)	審議会の対応
基本目標 Ⅰ-3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり	<p>基本目標1の基本施策3、(2)「性的マイリティ等への支援」が新規に追加されていることは問題である。この問題は、男女平等とは別物なので取組に紛れ混ませてはならない。支援を間違えると愛の無秩序を認めることになり、際限が無くなるので、公的な市政に携わる人は責任を伴うことを知らなければならない。</p> <p>正しい教育を促すことも一つの支援とする。可能であれば教育から見直して、真理を教えることだと思う。多様性という言葉をよく見かけるがそんな感覚で幅広く伝えていくべきではないでしょうか。間違った偏見はなくしていく環境を整えていくことが人々が幸せになれる自治体だと思います。</p>	<p>男女平等推進条例では、すべての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現を目指すことが定められています。</p> <p>そのためには、子どもの頃から多様な性について正しい理解を深め、尊重する意識づくりに向けた教育を推進するとともに、市と市民、事業者等に向けた意識啓発が求められています。また、相談窓口などの整備を含め、支援体制づくりを進めていく必要があると考えています。</p>
基本目標 Ⅲ-3 特に困難な状況にある人への支援	<p>多様化する社会の中で、学校や学習室や居場所だけでは解決できない課題があります。そのために、不登校の子どもたちの支援を進めることを目的にした「教育機会確保法」が、施行されました。施策(1)のひとり親家庭への支援欄に、現行の支援だけではなく、発生する交通費や授業料の負担の支援を明記していただくことをご検討ください。学校に通えなくても、子どもに教育を受ける権利を保障していただけるようお願いいたします。</p>	<p>男女平等推進条例の基本理念で、複合的に困難な状況にある方への支援と環境の整備に取り組むことが定められています。</p> <p>基本目標Ⅲ、基本施策3の施策の方向性に「ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援なども含めた総合的・体系的な支援を行います。」と加筆するとともに、承ったご意見については、市に引き継ぎます。</p>